

平成23年5月18日

関係各位

社団法人 大日本水産会
品質管理部

更新審査の有効期限の取扱いについて

大日本水産会 HACCP 認定制度の新制度について、平成23年7月1日以降より更新審査の期限を2年とする旨、関係者の皆様に通知しているところですが、更新審査の有効期限の取扱いに関して多くの質問がありましたので、その取扱い方について説明いたします。今回の新制度では、審査の有効期限について、直近の審査（但し、品目追加審査を除く）を起点とし、2年間の有効期限を適用することとします。実際の取扱いは次のように、和文証明書の発行日により3つの区分が生じます。

① 和文証明書の発行日が平成21年6月30日以前の受審者

☆ 和文証明書の有効期限はそのまま適用されます。

この受審者に新制度である2年間の有効期限を適用すると、平成23年7月1日以前が有効期限となり、新制度開始時期に合致しません。このため、和文証明書の3年間の有効期限はそのまま適用することとします。

② 和文証明書の発行日が平成21年7月1日～平成23年3月31日の受審者

☆ 和文証明書の有効期限が変更になります。

現在、和文証明書の有効期限は3年で記載されていますが、この期間の受審者は新制度が適用可能です。このため、前回の審査より2年間の有効期限を適用することとします。このため、和文証明書の有効期限は変更となり、記載の有効期限より1年短い有効期限が適用されます。

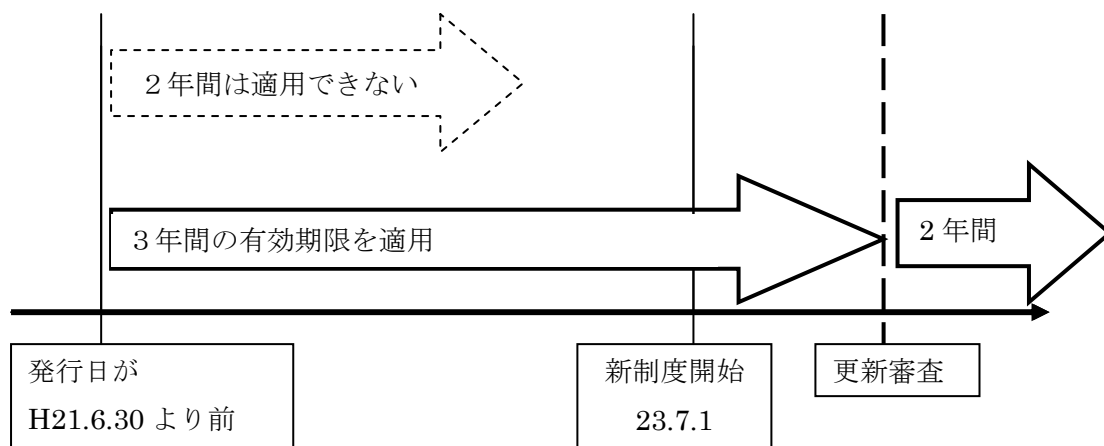
③ 和文証明書の発行日が平成23年4月1日～6月30日の受審者

☆ 和文証明書の有効期限はそのまま適用されます。

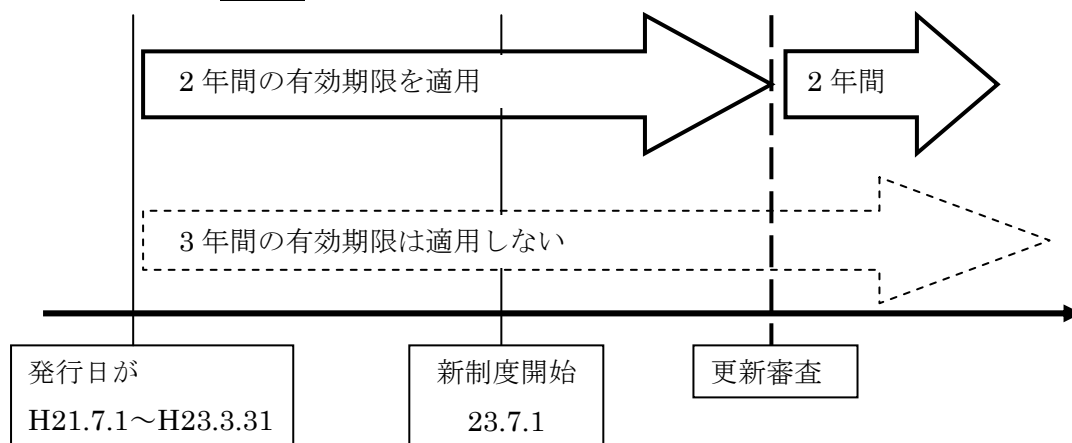
この期間に発行された証明書は、2年間の有効期限にて和文証明書を発行しています。従って、証明書の記載通りの有効期限を適用します。

実際の有効期限は、全認定施設の有効期限を記載した表を作成し、大日本水産会のホームページに公開しましたのでそれをご確認ください。また、ご不明の点は、大日本水産会（TEL 03-3585-6985 担当：山口）までお問い合わせください。

① 和文証明書の発行日が平成21年6月30日以前の受審者



② 和文証明書の発行日が平成21年7月1日～平成23年3月31日の受審者



③ 和文証明書の発行日が平成23年4月1日～6月30日の受審者

